

令和6年度いじめ防止学校基本方針

東京学芸大学附属小金井小学校
校長 小森 伸一

本方針は、基本的人権を尊重する精神に則り、児童が学校生活を安心かつ充実して過ごすことを目的として策定することとする。

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの防止、早期発見と早期解決のため、いじめの問題への認識を全教職員で共有する。いじめの未然防止のため、全校での朝礼、学級での朝の会、帰りの会、道徳、学級活動等を中心に、児童がいじめの問題を身近なこととしてとらえ、いじめのない学校生活を構築していくことができるよう、教職員は常に共通理解を図り、児童への指導、支援を行う。

3. いじめ防止のための校内組織の設置

いじめの防止等を目的とする校内組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめ防止対策委員会の委員は、校長、副校長、主幹教諭(2名)、生活指導部長、養護教諭、スクールカウンセラーとするが、必要に応じて附属学校スクールソーシャルワーカー、外部専門家(本学教授等)に参加を依頼する。委員会は定期的に開催(月1回)するが、学級担任等から求めがあった場合等、必要に応じて開催する。

4. いじめの早期発見に向けた取り組み

(1) 児童理解の充実

学級担任は、児童の不安や悩みを共感的に聞くことで、児童が安心して生活できる学級づくり、児童の居場所のある学級づくりに努める。また、日記や心のノートの活用等、様々な方法で児童の心情理解を図る。児童が相互のよさに気づき、よさを認め合う活動を、朝の会や帰りの会等を中心に充実させる。

(2) アンケート調査による実態把握

いじめの早期発見を行うため、学期末、全児童と教職員を対象にアンケート調査を実施する。

(3) 教職員相互の連携

児童相互の問題、トラブル等が発生した場合、教職員は問題の所在を敏感に察知し、児童の話共感的に聞くことで客観的事実の掌握に努め、問題の早期解決に向けた努力を行う。いじめの問題にかかわらず、児童間の問題が発生した場合は、管理職、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等への報告や相談を確実にいき、問題解決に向けた協議をいじめ防止対策委員会において行う。教職員相互のコミュニケーションを密に行うことにより、全体で共通理解を図りながら児童の指導にあたる。児童の状況、指導経過等については、職員会議等で情報の共有を図る。専科教諭は専科授業等での見

童の様子に目を配り、気になることがあった場合は状況を学級担任、学年主任等へ迅速に知らせる。

(4) 代表委員会を中心としたいじめ防止の取り組み

代表委員会が中心となり、いじめの予防につながる児童主体の取り組みを、学級における取り組みと連動して行う。

5. 関係機関との連携・協力

(1) 保護者と教師の会との連携・協力

保護者会や個人面談等においては、児童の学校生活に係る課題、問題等を保護者が十分に把握できるように、児童の学校生活について情報を交換する機会を設ける。保護者と教師の会の活動では、「飼育サポート活動」と「全校草取り活動」の取り組みを充実させる。飼育サポート活動では、児童が保護者とともに動物の世話をすることで、児童は「動物を継続して世話すると、動物が逃げない、近寄ってくる、なつくといった態度を示す」ことを実感できる。「思いやりをもってかかると、相手が思いを返してくれる」ということは、動物だけでなく人間関係にも適用できる。全校草取り活動では、児童が保護者とともに草取りを行うことで、校庭及びその周辺をきれいにすることができる。これらの自然体験活動を充実させることにより、生命尊重、奉仕、勤労等にかかわる児童の道徳性を高める。

(2) 附属学校スクールソーシャルワーカーや本学研究室との連携・協力

いじめをなくす取り組みや児童及び保護者への啓発を行うにあたっては、必要に応じて附属学校スクールソーシャルワーカーや本学特別支援科学講座の協力を得る。スクールソーシャルワーカーや本学教員等の専門家が、児童支援、家庭支援につながる保護者向けの講演等を行う機会を設けたり、保護者の相談に応じたりすることができるよう、関係する機関との連携を図る。また、研究室に所属する学生が学習支援員となり、学校生活が不安定な児童を支援する取り組みを行う。

(3) 宿泊生活の充実による児童相互の連携強化

至楽荘及び一字荘での集団宿泊生活では、引率教員は児童相互のかかわりが深まるよう、児童への指導にあたる。共同生活において遠泳や登山等を行うことで、児童は日常の学校生活では見ることのできない、普段とは違った友達的一面にふれることができる。友達等への見方や考え方を広げていくことで、他者への理解を深められるようにする。

6. 早期対応の推進

(1) 「サポートチーム」の組織

いじめの疑いがある場合は、報告書等の記録を作成して副校長に提出する。早期に対応するため、いじめ防止対策委員会や学年のメンバーを中心に「サポートチーム」を組織し、聞き取り調査を行う等、いじめを解消、解決するための対応にあたる。初期対応においては、いじめ防止対策委員会のメンバー全員が集まらなくても、管理職を含めた必要最小限度の複数で会議を構成し、迅速に対応にあたる。

(2) 児童の安全確保

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するために、状況をきめ細かく把握するとともに児童のケアを図る。具体的には、複数の教員による毎日の言葉かけや職員会議や学年専科主任会等を利用した児童の情報共有、教員同士の情報共有による見守り等を実施する。

(3) 児童の心のケア

いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するために、養護教諭やスクールカウンセラーを中心に、いじめを受けたことによる心理的ストレス等を軽減することで、被害の児童や保護者のケアを行う。

(4) いじめをした児童への指導

いじめをした児童には、教育的配慮の下、いじめに至った背景・経緯を明らかにしながら、自らの行

為の問題点に気付かせるように、個に応じたきめ細かい指導を行うとともに、当該の保護者に対する支援・助言を適切に行う。教育上必要があると認められるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童に対して適切に懲戒を加える。懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめをした児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

7. 「重大事態」への対処と関係機関等との連携

いじめが確認された場合、必要に応じてスクールカウンセラー、附属学校スクールソーシャルワーカー、所轄警察署などの協力を得て解決に取り組むことで、再発防止を図る。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、躊躇することなく小金井警察署と連携して対応する。いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに本学附属学校運営部に報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。

また、被害児童に対しては、複数の教職員による組織的な見守り体制をとり、教職員間の情報共有の徹底を図るとともに、学校と家庭の間で緊密な連絡を行う。また、状況に応じて保健室登校やオンライン授業を実施するなど、緊急避難措置を講じる。

なお、重大事態については、以下のようにとらえることとする。

【「重大事態」の考え方（「いじめ防止対策推進法」第28条）】

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

8. いじめの解消

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできない。いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を、日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通して、いじめの再発を防いでいく。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為の解消

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定する。

(2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

9. その他

この方針は、随時、必要に応じて見直しを行い、常に児童の実態に即した内容にしていく。

本方針についての問い合わせ先 … 042-329-7821（副校長）

042-329-7824（養護教諭）

10. いじめ防止のための年間計画

月	いじめ防止に係る取組		早期発見・支援	
	学習活動・行事等	教職員の取組	アンケート・支援	保護者対応等
4	学級・学年開き 1年生を迎える会（全校） あいさつ運動（児童会）	いじめ防止対策委員会①	前年度末からの継続 支援・見守り 学習支援員の配置	保護者会 個人面談 保護者と教師 の会総会
5	飼育活動（生活科、命の教育） 5年宿泊生活	いじめ防止対策委員会②		
6	4～6年ネット安全教室 3・4年宿泊生活 いじめ関連道徳授業①（善悪の判断、自律、自由と責任等）	いじめ防止対策委員会③ いじめ防止研修会①		保護者と教師 の会役員会
7	いじめ防止集会（代表委員会） 5・6年宿泊生活	いじめ防止対策委員会④	学校生活のアンケート①	保護者会 個人面談
8	全校草取り活動			
9	いじめ関連道徳授業②（相互理解、寛容等） 6年宿泊生活	いじめ防止対策委員会⑤	教育実習生との連携 による指導・支援	保護者会
10	運動会	いじめ防止対策委員会⑥	教育実習生との連携 による指導・支援	
11	音楽会 1・2年秋祭り（生活科）	いじめ防止対策委員会⑦		保護者と教師 の会役員会
12	いじめ関連道徳授業③（公正、公平、社会正義等）	いじめ防止対策委員会⑧	学校生活のアンケート②	保護者会 個人面談
1	6年奉仕活動	いじめ防止対策委員会⑨		
2	高学年スポーツ大会 いじめ関連道徳授業④（よりよい学校生活、集団生活の充実等）	いじめ防止対策委員会⑩ いじめ防止研修会②	教育実習生との連携 による指導・支援	保護者と教師 の会役員会
3	6年生を送る会 卒業式 学級・学年納め	いじめ防止対策委員会⑪	学校生活のアンケート③	保護者会 個人面談
通年		学年会等での共有 職員会議での共有	学習支援員による支援	教育相談